

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成28年12月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（上井河地区農地集積加速化基盤整備事業）換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成28年12月27日から平成29年2月1日まで
- 3 縦覧場所 井川町役場